



2023年4月7日

各 位

会社名 文化シャッター株式会社
代表者名 代表取締役社長 小倉 博之
(コード番号 5930 東証プライム)
問合せ先 C S R 統括部長 森 淳
(TEL 03-5844-7334)

審決取消訴訟の判決（第二審）に関するお知らせ

当社は、2020年9月30日に審決取消訴訟を提起し東京高等裁判所にて係争中でしたが、本日、東京高等裁判所より判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所 2023年4月7日

2. 訴訟の経緯及び判決の内容

当社は、2010年6月9日、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為（「全国における価格カルテル」）があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。その後、当社は、公正取引委員会に対して審判請求を行い、2010年より審判手続にて争っておりました。

2020年9月1日の審決では、当社の主張は認められなかったため、さらに、2020年9月30日に審決取消訴訟を提起し東京高等裁判所にて係争中でした。

これに対して、本日、東京高等裁判所より、当社の請求をいずれも棄却する旨の判決の言渡しを受けました。

なお、当社は判決の内容を踏まえた上で、今後の対応を検討してまいります。

以 上